令和2年度の補助事業の評価手法

令和2年度に実施する補助事業の評価手法は以下のとおりとする。

1 採択時評価

- ① 施設整備事業
 - ア 費用対効果分析により採択する施設整備事業

費用対効果分析手法の開発又は見直しが必要な新たな施設整備事業はないことから、引き続き現行の費用対効果分析手法を適用する。ただし、衛生・防疫対策及び器具・機材の整備等、費用対効果分析手法により難いものについては、従前どおりコスト分析手法を適用する。

イ コスト分析により採択する施設整備事業

令和2年度拡充事業(種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち種豚及び精液等新たな供給拠点の整備、及び接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養)について、器具・機材の整備事業のコスト分析手法として下表の基準額を新たに設定する。また、肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業、酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業、堆肥舎等長寿命化推進事業、畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち酪農経営災害緊急支援対策事業、肉用牛経営災害緊急支援事業及び養豚経営災害緊急支援対策事業、肉用牛経営災害緊急支援事業及び養豚経営災害緊急支援対策事業)について、下表のとおり一部基準額を追加増額等の見直しを行う。

| 項目 | 基準額 |
|----------------------|---------------------|
| 1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域 | |
| における肉用牛生産基盤強化等対策事業 | |
| 簡易牛舎 | <u>25 (28) 千円/㎡</u> |
| 2 酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪 | |
| 農経営等生産基盤維持・強化対策事業 | |
| 簡易牛舎 | 25 (28) 千円/㎡ |
| 3 堆肥舎等長寿命化推進事業 | |
| 簡易な堆肥化処理施設 | <u>25 千円/㎡</u> |
| 堆肥舎、汚水処理施設及び脱臭施設の補修 | 10 千円/㎡ |
| <u>に必要な資材の支給</u> | |
| 4 畜産経営災害総合対策緊急支援事業のう | |

ち酪農経営災害緊急支援対策事業、肉用 牛経営災害緊急支援対策事業、養豚経営 災害緊急支援事業

簡易牛(豚)舎

25(28)千円/㎡

5 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のう ち種豚及び精液等の新たな供給拠点の整 備

豚舎(ストール等附帯部分を除く。)

一般豚舎 45(59)千円/㎡ 分娩豚舎 59(77)千円/㎡

堆肥舎 (附帯設備を除く。) 汚水処理施設 (附帯設備を除く。) 45 (59) 千円/㎡ 1, 000 ㎡未満 30 (39) 千円/㎡ 1, 000 ㎡以上 25 (36) 千円/㎡

侵入防護柵

可動柵 40 千円/m 可動柵以外 10(15)千円/m

6 種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養

簡易豚舎(増改築を含む。) 注1:基準額は全て税抜き 25(28)千円/㎡

2:基準額の括弧内は、地域の実情等やむを得ない事由により、基準額 を超えて施行する必要があるとして、都道府県知事との協議を経て 理事長が認めた場合に適用される額

3:下線項目は見直しにより変更する項目

その他、コスト分析手法として新たに追加すべき項目(費目)はないことから、既存事業については現行のコスト分析手法を適用する。

② 施設整備事業以外の事業

コスト分析手法として新たに追加又は見直すべき項目 (費目) はないことから、現行のコスト分析手法を適用する。

2 達成状況の評価

① 施設整備事業

費用対効果分析手法を適用して採択した施設整備事業については、施設整備の完了後3年(ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては同5年)を経過した年の翌年度に事後評価を行うこととしており、令和2年度においては、平成26年度及び28年度に終了した以下の施設整備事業について事後評価を行う。

なお、令和2年度に実施した事後評価については、その内容を取りまとめた上、令和3年度に開催される本委員会に諮ることとする。

【令和2年度に事後評価を行う事業】

| 部門 | 事 業 名(施設件数) | |
|------|----------------------|--|
| 畜産関係 | 肉用牛経営安定対策補完事業(11 施設) | |
| | (新規参入円滑化等対策事業) | |
| | 食肉流通施設等設備改善支援事業(1施設) | |
| | (家畜市場施設整備事業) | |

② 施設整備事業以外の事業

目標設定・評価の対象とした事業メニュー(研修等の知識・技術の習得、 普及・啓発)については、その実績を確認した上で評価を行う。

ただし、研修等の知識・技術の習得のための事業及び普及・啓発のための 事業のうち、全国規模で開催するものについては、達成すべき成果に係る具 体的数値目標を設定し、評価する。